

薬剤師年金保険制度の変更に関するご案内

(加入者の皆様)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会会員の皆様を対象とした薬剤師年金保険は薬剤師のための年金として昭和48年に設立され、時代の変化に応じて制度の内容を変更しながら現在に至っております。

薬剤師年金保険は、制度の利便性と柔軟性を高め、加入者の皆様によりご満足とご安心をいただける制度とすることを目的とし、平成30年(2018年)4月より制度変更を実施いたします。

制度変更内容の概要は平成29年7月にご案内資料をお送りさせていただいておりますが、今般、平成30年(2018年)4月以降の各種手続方法、日本薬剤師会年金規則等について、別紙のとおりご案内いたします。

末筆ながら、今後益々、薬剤師年金保険制度を魅力あるものとして参る所存でございますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

別紙

1. お手続きに関するご案内

(1) 各種変更の書類と幹事銀行の変更

①各種変更届の様式について

平成30年4月以降には各種変更届の様式が変わります。従来、ご使用いただいていた変更届は1(3)～(5)に記載の期限まではご使用いただくことが可能ですが、その後は、新しい変更届をご使用いただくこととなります。

②幹事銀行について

幹事銀行がりそな銀行から三井住友信託銀行に変更となるため、各種ご案内資料の発信元が三井住友信託銀行に変更となります。また、保険料の引き落とし事務の代行会社がりそな銀行からSMBCファイナンスサービスに変更となります。

③保険料引き落とし(振替)口座について

基本的に、新制度以降も、今と同じ銀行口座から保険料が引き落とされます。なお、この際、保険料引き落とし事務の代行会社がりそな銀行からSMBCファイナンスサービスに変更となりますので、ご通帳に記載される保険料引き落とし事務の代行会社の表示が、「ノンヤクザイカイ」、「カキン」等から「SMBC(ヤクザイネキン)」となります。(ゆうちょ銀行は、「ヤクザイネキン 自払」と表示されます。)

SMBCファイナンスサービスに変わることにより引き落とし日付が統一されます。平成30年3月までは、各行別の口座引き落とし日(25日～月末までの間)での引き落としでしたが、平成30年4月以降は

毎月27日(土日祝祭日の場合は翌営業日)に統一されます。

※ゆうちょ銀行において、引き落としした保険料を集める収納口座が、変更前:00120-7-12712から変更後:00110-5-58830となりますが、保険料の引き落としには影響ありません。ご不明な点がございましたら、平成30年1月20日までにご連絡ください。

(2) 現在のご契約内容(保険料の金額)について

平成30年4月からの新制度では、従来の口数方式(一口で月額2,400円)から金額方式へ変更になり、月額保険料単位を前提とした制度となります。

口数方式から金額方式への変更は、自動的に行いますので、現在のご契約内容(保険料の金額)をそのまま続けられる場合は、お手続きの必要はございません。お手持ちの加入者証もそのまま有効になりますので、ご安心ください。

例を挙げてご説明いたしますと、現在3口で月額7,200円(年額85,710円)の場合、月額7,200円の内容として取り扱うこととなります。(※1・※2)

例1) 月払い

現在の保険料: 加入口数3口

$$2,400円 \times 3口 = 7,200円$$

新制度移行後: 保険料単位 月額 7,200円

例2) 年払い

現在の保険料: 加入口数3口

$$28,570円 \times 3口 = 85,710円$$

新制度移行後: 保険料単位 月額 7,200円

年払い割引適用後 85,710円

ご参考：保険料比較（月払いと年払い時の年額比較）

保険料（月払い単位）	年間保険料 月払い単位×12ヵ月	年払い保険料（年額）割引後
3,000円	3,000円×12ヵ月＝ 36,000円	35,730円
以降1,000円×単位で保険料選択が可能		以降11,910円×単位
4,000円	4,000円×12ヵ月＝ 48,000円	47,640円
5,000円	5,000円×12ヵ月＝ 60,000円	59,550円
6,000円	6,000円×12ヵ月＝ 72,000円	71,460円
7,000円	7,000円×12ヵ月＝ 84,000円	83,370円
8,000円	8,000円×12ヵ月＝ 96,000円	95,280円
9,000円	9,000円×12ヵ月＝ 108,000円	107,190円
10,000円	10,000円×12ヵ月＝ 120,000円	119,100円
～	～	～
20,000円	20,000円×12ヵ月＝ 240,000円	238,200円
～	～	～
30,000円	30,000円×12ヵ月＝ 360,000円	357,300円
～	～	～
50,000円	50,000円×12ヵ月＝ 600,000円	595,500円
～	～	～
80,000円	80,000円×12ヵ月＝ 960,000円	952,800円
～	～	～
100,000円	100,000円×12ヵ月＝ 1,200,000円	1,191,000円
～	～	～
300,000円	300,000円×12ヵ月＝ 3,600,000円	3,573,000円
～	～	～
500,000円	500,000円×12ヵ月＝ 6,000,000円	5,955,000円

※1. ご契約内容（保険料の金額）を変更（増額）される場合は、月額3,000円が最小の保険料額となります。

※2. ご契約内容（保険料の金額と払い込み方法）を変更された場合は、新たに加入者証が発行されます。

(3) 保険料変更のお手続き

平成30年4月から保険料の上限が大きくなり、より金額を増やすことができます。また、従来できなかった保険料の減額ができるようになります。この機会に、保険料プランの変更をご希望の方は、以下の様なお手続きとなります。

お手続き方法：以下の申込書にご記入いただき本会にお送りください。	期限
現行制度でのお手続き	
薬剤師年金保険 届出事項変更（訂正）申出書（増口の場合） 平成29年7月以前にお送りしている「公益社団法人 日本薬剤師会年金保険制度からのお知らせ」に添付されている「保険料増額申込書」	前回7月のご案内のとおり、平成29年10月20日までで終了させていただきました。
新制度でのお手続き	
変更申込書 本会ホームページ※3に掲載している申込書 ※3. 「薬剤師のみなさまへ」→「会員向け福利厚生のご案内 薬剤師年金保険のご案内」→「変更申込書」	平成30年2月21日からご使用いただけます。
平成30年8月以降にお送りする「公益社団法人 日本薬剤師会年金保険制度からのお知らせ」に添付されている「保険料増額申込書」	到着後からご使用いただけます。

(4) お名前・住所・銀行口座・払い込み方法などの変更のお手続き

平成30年4月にそれまでの変更書類から新しい変更書類に代わります。新旧のお手続きの書類の締め切りにつきましては、以下のとおりです。

なお、現行制度で2月20日までのお手続きは3月分の保険料引き落としから適用されます。新制度で2月21日以降のお手続きについては4月分以降に適用されます。

お手続き方法：以下の申込書にご記入いただき本会にお送りください。	期限
現行制度でのお手続き	
薬剤師年金保険 届出事項変更（訂正）申出書	平成30年2月20日まで使用可能です（2月21日以降はご使用いただけません）。
新制度でのお手続き	
変更申込書 本会ホームページ※4に掲載している申込書 ※4. 「薬剤師のみなさまへ」→「会員向け福利厚生のご案内 薬剤師年金保険のご案内」→「変更申込書」	平成30年2月21日からご使用いただけます。
平成30年8月以降にお送りする「公益社団法人 日本薬剤師会年金保険制度からのお知らせ」に添付されている「保険料増額申込書」	到着後からご使用いただけます。

(5) 給付を受ける方のお手続き

①年金受給開始手続き

現行制度での年金受給開始手続きは、65歳誕生日が平成30年3月までに到来する方が対象となります。
 新制度での年金受給開始手続きは、65歳誕生日が平成30年4月以降に到来する方が対象となります。
 新制度での給付種類等の詳細は下記、「2. 制度変更に関するご案内」をご覧ください。
 制度変更前後の給付の取扱いは以下のとおりとなります。

【年金の給付】

給付	誕生日 (65歳誕生日)	日業到着期限	初回年金の給付	幹事銀行
現行制度での受給手続	平成30年1月	平成29年12月末日	平成30年4月10日	三井住友信託銀行
	平成30年2月	平成30年1月末日		
現行制度での受給手続	平成30年3月	平成30年2月末日	平成30年5月10日	三井住友信託銀行
新制度での受給手続	平成30年4月	年金受給手続きのご案内が通常より遅くなります。 年金の初回給付は8～9月支給で調整しております。		三井住友信託銀行
	平成30年5月			
	平成30年6月			

調整完了次第、該当される方には個別に詳細をお知らせいたします。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

②脱退一時金手続き

現行制度での脱退一時金を請求される場合の手続き書類（脱退申出書・給付請求書（脱退用））は、平成30年2月20日到着分まで受け付けいたします。
 新制度での脱退一時金の請求の書類は、制度変更に伴うシステム変更準備のため、平成30年2月21日以降到着分からの受け付けとさせていただきます。

【脱退一時金の給付】

給付	本会宛到着期限	脱退日	給付日	幹事銀行
現行制度での給付	平成30年2月20日到着分まで	平成30年3月1日	平成30年3月末日	りそな銀行
新制度での給付	平成30年2月21日到着分から平成30年6月20日到着分まで	左記の期間に脱退し、一時金給付をご希望される場合は一時的に支払時期を調整させていただきますので、日本薬剤師会 会計・厚生課までお問い合わせください。		三井住友信託銀行
	平成30年6月21日到着分以降 ⇒毎月20日到着分まで	到着月の翌月1日	到着月の翌月末日（保険料の不納等がある場合は到着月の翌々月15日頃となる場合があります。）	

2. 制度変更に関するご案内

(1) 制度変更の主なポイント

①保険料の上限を引き上げると共に、保険料変更(増額・減額)ルールを改めます。

〔日本薬剤師会年金規則（以下、年金規則）第12条 3項〕

⇒お手元資金に余裕がある時にまとめて積立てる等、ライフプランに応じて保険料を増減いただくことが可能となります。

⇒保険料の上限を12万円／月から50万円／月へ引き上げます。

⇒保険料の増額を1,000円単位に変更します。

既加入者	現在の保険料を維持できます。(※5) 例) 10口の場合、2,400円(1口)×10=24,000円 ※5. <u>既加入者の方が増額・減額される場合、新規加入者の制度(新ルール)に基づいて増額・減額いただくこととなります。</u>
新規加入者	最低保険料：3,000円 増額単位1,000円 保険料上限額：500,000円

⇒平成30年3月以前から加入（上記、既加入者）されている方は、2,400円単位の保険料を継続することが可能です。なお、百円単位の端数を切り上げて、千円単位に増額した場合の終身年金の受け取り予定金額のイメージは以下のとおりです。

【増額イメージ】

○増額後の保険料（月払い単位）を1,000円単位となるように設定いただきます。

例）現行制度にて1口2,400円の保険料を納めている（加入者の）場合
 2,400円→増額後3,000円（600円の端数調整）
3,000円以上から500,000円まで、1,000円単位での増額が可能

加入 平成30年4月 64歳11ヶ月
 (加入期間45年)

現行制度（15年加入） 保険料2,400円	新制度（30年加入） 保険料3,000円
--------------------------	-------------------------

例）加入期間45年の場合	年金月額イメージ
保険料継続：増額をしなかった場合（保険料2,400円のまま）	6,285円（※6）
保険料増額：平成30年4月から30年間、600円増額（保険料3,000円）をした場合	7,253円（968円の増額）

※6. 制度変更前の規則を元に算出

【(参考) 増加した保険料と受け取ることができる年金額の増額分（月額）】

終身年金を選択した場合の受け取り額（増額分）をご案内いたします。

増額後65歳までの加入期間	10年	20年	30年
200円増額した場合 (4,800円→5,000円)	97円	204円	323円
400円増額した場合 (9,600円→10,000円)	194円	408円	645円
600円増額した場合 (2,400円→3,000円)	291円	613円	968円
800円増額した場合 (7,200円→8,000円)	388円	817円	1,290円
1,000円増額した場合 (12,000円→13,000円)	485円	1,020円	1,615円

⇒また、お手元資金のご予算に応じて減額も可能となります。

【減額した保険料と受け取ることができる年金額の減額分（月額）】

保険料を減額した場合の、終身年金の受け取り額（減額分）をご紹介します。

減額後65歳までの加入期間	10年	20年	30年
1,000円減額した場合	-485円	-1,021円	-1,613円

【減額イメージ】

例）現行制度にて2口4,800円の保険料を納めている（加入者の）場合
 減額後4,000円（800円端数調整）
最低3,000円まで1,000円単位での減額が可能
減額は、1年1度を限度とする

加入 平成30年4月 64歳11ヶ月
 (加入期間45年)

現行制度（15年加入） 保険料4,800円	新制度（30年加入） 保険料4,000円
--------------------------	-------------------------

例）加入期間45年の場合	年金月額イメージ
保険料継続：減額をしなかった場合（保険料4,800円のまま）	12,570円（※7）
保険料減額：平成30年4月から30年間、800円減額（保険料4,000円）をした場合	10,957円（1,613円の減額）

※7. 制度変更前の規則を元に算出

②引き落とし口座に指定できる金融機関の選択肢が広がります。

⇒ゆうちょ銀行を含む都市銀行、地方銀行に加えて、これまでご利用できなかった信用金庫、信用組合、農協、労働金庫、主要ネット銀行等をご指定いただけるようになり、利便性が高まります。
 ⇒保険料の引き落とし事務の代行会社が、りそな銀行からSMBCファイナンスサービスに変わります。

【お願い】

代行会社変更の際して、預金口座振替依頼書の再提出をお願いする場合がございますので、ご了承ください。なお、対象者様には随時個別に連絡しておりますので、速やかな提出にご協力を何卒よろしくお願いいたします。

③薬剤師会退会時の保険の解約（脱退）が必須でなくなります

[年金規則 退会者に関する特則 第1条]

⇒現行制度では、原則、退会時に年金保険を解約（脱退）し、一時金をお受け取りいただくことになっていました。

新制度では、退会時に年金保険を解約（脱退）せず、一定期間内に再入会後であれば、年金保険を継続することが可能となりました。

但し、一定期間経過後再入会までは利率は付与されず、保険料納入はできません。

④保険料払い込みの中断を申し込むことができます

[年金規則 第12条の2]

⇒保険料の払い込みが困難になった場合には所定の中断手続きを行うことで、保険料の払い込みを中断（停止）することができます。
 中断前までに払い込まれた保険料に対して利率を適用します。

所定の手続き無く払い込みを中断された場合には、利率が適用されませんのでご注意ください。

⑤保険料の変更が60歳11ヶ月までできるようになります

[年金規則 第12条]

⇒保険料の増額が可能な年齢を60歳11ヶ月まで延長します（現行は59歳11ヶ月までです）。

⇒保険料の減額が60歳11ヶ月までできるようになります。

一度保険料を減額した場合、次の減額は少なくとも1年以上経過したあとに行ってください。

（増額はいつでも可能です。）

⑥年金の受け取り方法がご選択いただけるようになります

[年金規則 第15条 2～4項]

⇒受け取り方法は4つの選択肢があります。（65歳から年金受給の場合）

受け取り方法	内容
終身	65歳から終身にわたってお支払いします。保証期間は15年です。（一定の条件を満たすことで受取開始年齢を60歳から70歳までの間で変更が可能。）
10年	65歳から10年間にわたってお支払いします。
15年	65歳から15年間にわたってお支払いします。
一時払金	年金にかえて一括でお支払いします。

⇒年金受給を選択した際に適用される利率は、制度変更前と同率の年率1.0%です。

⇒一時払金を選択した際に適用される利率は、制度変更前と同率の年率0.5%です。

【(参考) 毎月1万円を払い込んだ場合に受け取ることができる年金額（月額）】

受け取り方法	65歳までの加入期間		
	10年	20年	30年
終身	4,851円	10,210円	16,129円
10年	11,046円	23,247円	36,725円
15年	7,546円	15,881円	25,088円

⑦年金を脱退される際の利率は加入期間が10年以上の場合、0.5%が適用されます

[年金規則 第19条 2項]

【加入期間別 脱退一時金の給付利率】

加入期間	脱退一時金の給付利率
5年未満	保険料累計額（利率なし）
5年以上10年未満	0.5%×1/2
10年以上	0.5%

(2) 老齢年金予定月額算出方法について

制度変更に伴い、利息計算方法が口数方式から金額方式に変更となります。

これにより保険料残高に対し利息が付くように年金予定月額が算出されることとなります。（年金額が減ることはありません。）

(3) 制度変更後の年金予定月額等について

年金予定月額については、新制度移行後、平成30年8月頃に「公益社団法人 日本薬剤師会年金保険制度からのお知らせ」にてご案内させていただく予定です。

3. 今後のスケジュールについて

今後、加入者様にお送りするご案内資料の提供スケジュールは以下のとおりです。詳細は「1. お手続きに関するご案内」をご参照ください。

年月(予定)	ご案内・お手続き	内容
平成 29 年 12 月中旬	薬剤師年金保険制度の変更に関するご案内	当該文書
平成 30 年 1 月末日	旧制度各種手続きの締め切り	これ以降は、旧制度での変更は受け付けられません。
平成 30 年 2 月1日	新制度各種変更手続き受付開始	
平成 30 年 3 月下旬	旧制度での最後の保険料引き落とし	りそな銀行からの最後の引き落としです。引き落とし不能になりますと、再振替の手続きが遅れる可能性がありますので、事前の口座残高のご確認をお願いします。
平成 30 年 4 月 27 日	新制度での1回目の保険料引き落とし	通帳印字が「ニホンヤクザイカイ」から「SMBC (ヤクザイネンキン)」に変更になります。
平成 30 年 8 月	公益社団法人 日本薬剤師会年金保険制度からのお知らせ	前年度の保険料支払額と65歳時点の年金見込額を記載したご案内資料です。平成31年以降は、毎年7月頃にお送りする予定です。

以上